

平成30年9月28日

指定居宅介護支援事業所 代表者様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長

生活援助中心型サービスの利用回数が厚生労働省の設定する
利用回数基準を超過する居宅サービス計画の届出について（周知）

平素は、介護保険事業の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

標題について、平成30年8月31日付事務連絡「生活援助中心型サービスの利用回数が厚生労働省の設定する利用回数基準を超過するケースについて（周知・照会）」においてご案内しておりましたとおり、居宅サービス計画の届出の方法、時期等の詳細を次のとおり周知します。

各指定居宅介護支援事業所におかれましては、遺留なきよう取扱いの程よろしくお願いたします。

記

1 届出が必要な書類 (1)～(8)を複写したもの

※片面印刷で(1)～(8)の順に並べ、利用者ごとにクリップ止めを施してください

(1) 居宅サービス計画書 第1表（直近作成のもの）

※計画書の余白に、「事業所の電話番号」及び

「頻回サービスを必要とする理由」を朱筆にて簡潔にご記載ください

(2) 居宅サービス計画書 第2表（直近作成のもの）

(3) 週間サービス計画表 第3表（直近作成のもの）

(4) サービス担当者会の要点 第4表（直近作成のもの）

(5) 居宅介護支援経過 第5表（**直近3か月間**に作成したもの）

(6) サービス提供票 第6表（**直近3か月の実績入り**のもの）

(7) 課題分析票（直近作成のもの）

(8) モニタリング記録シート（直近作成のもの）

2 届出の方法

個人情報が含まれるため、次のいずれかにより提出願います。

- ・ **特定記録郵便**により郵送（レターパックプラスも可）
- ・ 直接持参

【送付先】 〒541-0055

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号

3 届出の時期

居宅サービス計画を位置付けた月（プラン開始月）の翌月末日（当日消印有効）

【例：プラン作成年月日が9月25日、プラン開始月が10月の場合は、11月30日までに提出が必要です。また、サービス提供票（実績入り）は8・9・10月分となります】

4 留意事項

※大阪市が保険者となっている利用者のプランのみご提出願います。他市が保険者となっている利用者のプランは、当該市町村の指示に従いご提出ください。

※既に提出済みの利用者であっても、短期目標が切れるなど次期プラン変更を行った時点で、なお頻回なサービスが継続している場合は、その都度の提出が必要です。

※区分変更中など、暫定プランで開始する場合は、本プランが作成された時点で、本プランをご提出願います。ただし、本プランが提出期限に間に合わない場合は、暫定プランを提出していただき、本プランが確定した時点で再度ご提出願います。

5 参考

届出が必要な居宅サービス計画（前回事務連絡の再掲）

平成30年10月1日以降に、生活援助が中心（※注）である訪問介護の利用回数が、厚生労働大臣が定める**次表の回数以上**居宅サービス計画に位置付ける場合は、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載していただくとともに、居宅サービス計画を大阪市に届出いただく必要があります。

（※注）「生活援助中心型」とは、生活援助の所定単位数が算定される場合であり、**身体介護の所定単位数が算定される場合は、含まれません**のでご注意ください。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

※ ケースの届出後の取り扱いについては、国のマニュアル等もふまえ、今後、検討していく予定です。

【問い合わせ先】

大阪市福祉局

高齢者施策部介護保険課（指定・指導G）

電話：06-6241-6310 FAX：06-6241-6608